

# 子ども・子育て支援対策調査 特別委員会情報連絡

令和6年3月21日

情報連絡事項

頁

(教育指導部) なし

(学校運営部) なし

(子ども家庭部)

- (1) 認証保育所及び認可外保育施設に対する指導検査の実施結果について・・・2
- (2) 私立幼稚園・認定こども園に対する指導検査の実施結果について・・・・・・5

( 教育委員会 )

件名	認証保育所及び認可外保育施設に対する指導検査の実施結果について															
所管部課名	子ども家庭部 子ども施設指導・支援課、子ども施設入園課															
内容	<p>東京都認証保育所（以下「認証保育所」という。）及び認証保育所を除いた認可外保育施設（以下「認可外保育施設」という。）に対して実施した子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）に基づく令和5年度一般指導検査の結果について報告する。</p> <p><b>1 検査の概要</b></p> <table border="1" data-bbox="432 752 1441 1281"> <thead> <tr> <th></th> <th>認証保育所</th> <th>認可外保育施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施期間</td> <td>6月20日(火)～ 11月13日(月)</td> <td>10月20日(金) 10月23日(月)</td> </tr> <tr> <td>実施施設数</td> <td>17施設 (全33施設中)</td> <td>2施設 (全4施設中)</td> </tr> <tr> <td>文書指摘件数 (1月末改善確認件数)※</td> <td>1件 (1件)</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>口頭指導件数 (1月末改善確認件数)※</td> <td>11件 (5件)</td> <td>非該当 (評価が文書指摘のみのため)</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎ 文書指摘は支援法等関係法令等に違反する事項                  ◎ 口頭指導は支援法等関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する事項に適用                  ※ 令和6年1月末までに改善が確認できていないものは2月までに実施する巡回訪問の中で確認を終える予定（ただし、新入園児に係る睡眠中の事故防止対策実施状況については、4月以降に確認予定）</p> <p><b>2 検査結果の特徴</b></p> <p>(1) 認証保育所                  ア 令和5年度より指導検査を開始し、全33施設のうち半数にあたる17施設で実施した。                  イ 睡眠中の仰向け寝の徹底や各種マニュアル等の施設内での共有が不十分であった施設も見受けられたが、概ね良好に運営されていた。</p> <p>(2) 認可外保育施設                  文書指摘に相当する事例は確認されなかった。</p>		認証保育所	認可外保育施設	実施期間	6月20日(火)～ 11月13日(月)	10月20日(金) 10月23日(月)	実施施設数	17施設 (全33施設中)	2施設 (全4施設中)	文書指摘件数 (1月末改善確認件数)※	1件 (1件)	0件	口頭指導件数 (1月末改善確認件数)※	11件 (5件)	非該当 (評価が文書指摘のみのため)
	認証保育所	認可外保育施設														
実施期間	6月20日(火)～ 11月13日(月)	10月20日(金) 10月23日(月)														
実施施設数	17施設 (全33施設中)	2施設 (全4施設中)														
文書指摘件数 (1月末改善確認件数)※	1件 (1件)	0件														
口頭指導件数 (1月末改善確認件数)※	11件 (5件)	非該当 (評価が文書指摘のみのため)														

**3 検査結果（文書指摘及び口頭指導の内容）と改善への対応  
（詳細は次頁参照）**

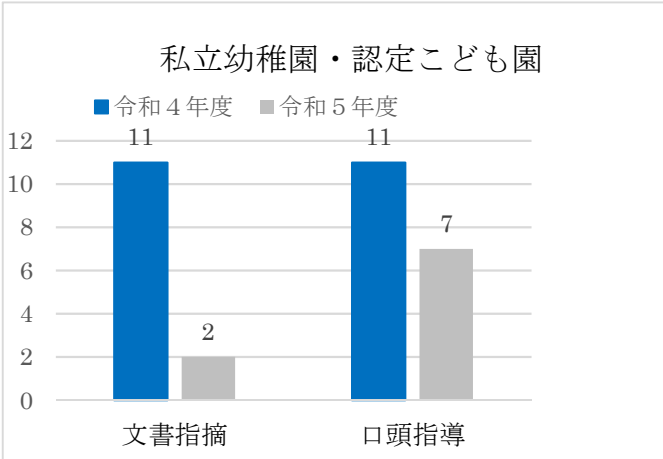
**4 今後の方針**

- （1）認証保育所に対しては、令和6年2月に実施される事業者説明会において、文書指摘・口頭指導の内容について説明し、改善方法等の周知徹底を図る。
- （2）巡回訪問等の現地訪問の機会に改善状況を確認するとともに、指導・支援の強化を図る。
- （3）文書指摘事項及び改善状況を区ホームページ上で公表する。

## 検査結果と改善への対応（認証保育所）

※ 令和5年度より実地指導検査を開始したため前年度との比較なし。

文書 指摘	<p><b>1 調理・調乳担当者の検便が未実施である：1件</b></p> <p>➡ ミルクは0歳児の食事に値することから大量調理マニュアルに準じ、調乳担当職員は従事前には検便検査を実施しなければならないが、職員の認識不足により、検便検査結果がでる前に調乳に従事していた。休職から復帰する際は、検査結果を確認した後に従事することを指導した。</p>
口頭 指導	<p><b>1 新入園児の乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策として仰向け寝を徹底していなかった：3件</b></p> <p>➡ 4月の睡眠時チェック表の記録から、職員の認識不足により新入園児の仰向け寝が徹底されていなかった。入園当初の死亡事故が多いことから、子どもの家庭での生活や発達の状態など一人一人の状況を把握できていない新入園児等は、仰向け寝の徹底を施設全体で取り組むよう指導した。</p> <p><b>2 職員に対し、各種マニュアルの定期的な確認を行っていない：3件</b></p> <p>➡ 施設長の認識が至らず、職員会議等を通じて職員に各種マニュアルの周知徹底を行っていない。マニュアルに記載の内容を職員と定期的に確認してその内容を記録し、全職員が習熟することにより、事故の未然防止及び発生時の対応に活かすよう指導した。</p> <p><b>3 施設等利用給付認定保護者に対して特定子ども・子育て支援提供証明書が交付されていない：3件</b></p> <p>➡ 保育の提供時間・保育料等を記した「特定子ども・子育て支援提供証明書」を施設が作成し、保護者へ交付しなければならないところ、職員の認識不足や人事異動での引継ぎ不足により、当該証明書の交付が失念されていた。作成の上、保護者に交付するように指導した。</p> <p><b>4 園外保育の経路を決めていない：1件</b></p> <p>➡ 安全点検を行った上で経路を確定しなければならないところ、施設長の認識が至らず、経路の確定を失念していた。経路を確定し、園外保育マップ等により可視化することで職員と確実に共有し安全な園外保育を実施するよう指導した。</p> <p><b>5 運営費補助要綱に抵触する恐れのある支出が散見された：1件</b></p> <p>➡ 職員の認識不足から、補助要綱に抵触する恐れのある支出を園会計から行っていた。補助要綱の趣旨等を説明し、再度同様の支出を行わないように指導した。</p>

<p>件名</p>	<p><b>私立幼稚園・認定こども園に対する指導検査の実施結果について</b></p>																	
<p>所管部課名</p>	<p>子ども家庭部 子ども施設指導・支援課、子ども政策課</p>																	
<p>内容</p>	<p>子ども・子育て支援新制度へ移行した私立幼稚園・認定こども園に対して実施した、子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）に基づく令和5年度一般指導検査の結果について報告する。</p> <p><b>1 検査の概要</b></p> <table border="1" data-bbox="469 734 1364 1167"> <tr> <td>実施期間</td> <td>11月14日（火） ～11月27日（月）</td> </tr> <tr> <td>実施施設数</td> <td>6園 （全21園中）</td> </tr> <tr> <td>文書指摘件数 （1月末改善確認件数）※</td> <td>2件 （0件）</td> </tr> <tr> <td>口頭指導件数 （1月末改善確認件数）※</td> <td>7件 （1件）</td> </tr> </table> <p>◎ 文書指摘は支援法等関係法令等に違反する事項 ◎ 口頭指導は支援法等関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する事項に適用 ※ 文書指摘は、令和6年2月中に提出期限の改善状況報告書の提出により改善を確認する。口頭指導は1月末までに改善を確認できていないものは、巡回訪問等現地訪問の機会に確認を終える予定</p> <p><b>2 文書指摘・口頭指導件数の前年度比較</b></p>  <p>私立幼稚園・認定こども園</p> <table border="1" data-bbox="442 1599 1107 2056"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文書指摘</td> <td>11</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>口頭指導</td> <td>11</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>	実施期間	11月14日（火） ～11月27日（月）	実施施設数	6園 （全21園中）	文書指摘件数 （1月末改善確認件数）※	2件 （0件）	口頭指導件数 （1月末改善確認件数）※	7件 （1件）	項目	令和4年度	令和5年度	文書指摘	11	2	口頭指導	11	7
実施期間	11月14日（火） ～11月27日（月）																	
実施施設数	6園 （全21園中）																	
文書指摘件数 （1月末改善確認件数）※	2件 （0件）																	
口頭指導件数 （1月末改善確認件数）※	7件 （1件）																	
項目	令和4年度	令和5年度																
文書指摘	11	2																
口頭指導	11	7																

### **3 検査結果の特徴**

文書指摘は昨年度の5分の1以下、口頭指導は約3分の2と大幅に減少した。以下のことが結果につながったと考える。

ア 指導検査対象園へ参加を呼びかけ、年度初めに事前に説明会を開催したこと。

イ 説明会において、前年度に確認された指導内容について資料を作成して説明したことで指導内容の周知が行き届いたこと。

ウ 説明会に参加した各園で意識が高まり準備に取り組めたこと。

### **4 検査結果（文書指摘及び口頭指導の内容）と改善への対応 （詳細は次頁参照）**

### **5 今後の方針**

（1）文書指摘・口頭指導の内容について、資料を作成して全園に説明し、改善方法について周知徹底を図る。

（2）巡回訪問等、現地訪問の機会に改善状況を確認するとともに、指導・支援の強化を図る。

（3）文書指摘事項及び改善状況を区ホームページ上で公表する。

## 検査結果と改善への対応（私立幼稚園・認定こども園）

※ 括弧書きは令和4年度件数

文 書 指 摘	1 重要事項に関する規程（運営規程）が園内の見やすい場所に掲示されていない：1件（1件）
	➡ 事前の説明会で資料を配付し重要な項目として説明したが、掲示する認識が園になかったため未掲示であった。検査の場で園内の見やすい場所へ掲示することを園長と改めて確認した。
	2 事故発生防止委員会が設立されず、定期的に事故防止の研修等が実施されていない：1件（4件）
	➡ 1と同様、事前の説明会で条例に規定された重要項目として説明したが園長の認識が至らず未設置であった。設置の上、教職員等に対し事故防止に向けた研修を実施し、事故の未然防止に役立てるよう指導した。
口 頭 指 導 （ 主 な も の ）	1 園内に掲示されている重要事項説明書の項目にもれがある：2件（0件）
	➡ 条例に定めた全項目を規定するよう、指導検査基準にも明記し周知していたが、園長の認識不足によりいくつかの項目がない説明書が掲示されていた。全項目を規定して掲示することを園長と再度確認した。
	2 園に備えておくべき各種マニュアルの中で、未作成のマニュアルがある：1件（3件）
	➡ 検査における重要項目として説明してきた項目だったが、園外保育マニュアルなどいくつかのマニュアルが未作成だった。作成して、事故未然防止及び事故発生時の対応に役立てるよう指導した。